

しゃきょう ひがしがぐら 社協だより



赤い羽根食堂を開催しました



12月21日(土)赤い羽根食堂を行いました。

昨年度とは場所や形を変えて実施しました。感染症が流行したことから来場者は昨年より少なかったものの、こどもたちの笑顔に元気をもらいました。

「サンタさんになにお願いしたの？」など、そこでのちょっととした会話も大切な交流となりました。

今年も多くの方々の協力のおかげで、温かいひとときを提供できたことに感謝しています。

※この事業は赤い羽根共同募金の助成を受けて実施しています。



しゃきょう
社協って？

社会福祉協議会の略称です。

公共性を持った**民間の社会福祉団体**として、

誰もが安心して暮らすことのできる地域福祉の実現を目指します。



☆イベントノート☆(2月~3月)

ふれあい昼食会について

70歳以上の1人暮らしの方と配食サービスを利用されている方を対象に行ってています。

3月17日(月)ご自宅へお弁当お届けします♪(11時半~12時半にお家で受け取れる方)

締切は3月4日(火)まで!ふれあい昼食会に登録されている方へは、個別で案内を送っています。ご希望の方はお気軽に問い合わせ下さい♪(☎ 83-5424)

赤い羽根共同募金×かぐらっく～ピンバッジ 2025年デザイン大募集!

あなたのデザインが、赤い羽根共同募金運動で活用されます!みんなに愛されるピンバッジのデザインを、ぜひご応募ください♪

応募対象者:誰でも応募できます♪

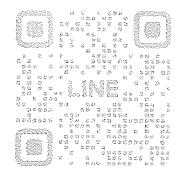
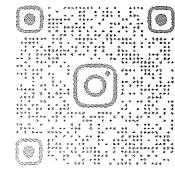
期日:3月18日(火)まで

※詳しくは、各行政区回覧チラシ「かぐらっく～ピンバッジデザイン募集」をご覧ください。

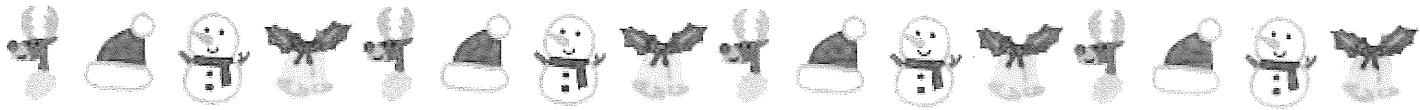


公式LINE、Instagram始めます☆

東神楽町社会福祉協議会で新たなSNS運用を始めます…!情報発信は4月1日から!みなさんぜひフォローして最新情報を見てくださいね☆



HIGASHIKAGURA_SAKYOU



サンタがお家にやってキター!!

12月24日に各家庭で用意したクリスマスプレゼントを預かり、サンタクロースがあ子さんにクリスマスプレゼントと夢をお届けしました♪

子どもたちの笑顔が見られて、サンタさんも喜んでいました!みんながまた素敵なお年を過ごせることを願っています…☆



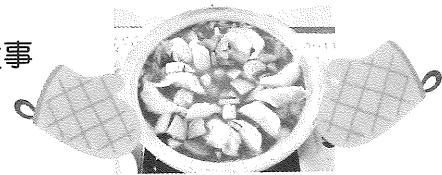


東神楽町 デイサービスセンター



11月、一段と寒さが厳しくなり、心も体もあたたかくという事で石狩鍋を囲みました。

職員も一緒に鍋を囲む事で会話もいつも以上に盛り上がり、食事の時間がとても楽しい時間になりました。



又12月には、サンタさんとトナカイさんが遊びに来られ素敵なクリスマスプレゼントを頂きました。

毎年来られるサンタさんや、余興を行う謎の方々は事前に沢山の準備をされこの日に備えていたようです。

デイサービスでは、四季折々によって様々なイベントを企画いたしております。
ご利用には介護保険の申請が必要ですが、ご興味のある方はぜひ一度ご相談下さいませ。

【電話 83-3630】



東神楽町ケアプラン 相談センター かわら版

皆さん元気にお過ごですか？今回は、在宅介護サービス「通所系サービス」についてお話ししたいと思います。

通所系サービスは、文字通り、自宅から通って受けることができるサービスです。知っているいらっしゃる方も多いと思いますが、「デイケア」や「デイサービス」、「ショートステイ」などがあります。

デイケア（通所リハビリ）とデイサービス（通所介護）の違いは、大きく分けて「リハビリ（機能訓練）」があるところだと思います。デイケアは、理学療法士や作業療法士が本人に必要なリハビリメニューを作ってくれ、訓練や運動などして評価をしてくれます。デイサービスは、食事や入浴など日常生活の支援や社会交流、家族の介護負担の軽減など大きな利用の目的になると思います。

現在東神楽町にある通所系サービスは、「東神楽町デイサービス」「回生苑通所リハビリ」、介護保険外サービスで「あえるデイ」などがあります。私たちの町は、旭川市や東川町にある通所系サービスを使うことができます。最近は、どの事業所も楽しく過ごせるように試行錯誤して工夫しています。「あ風呂メインのデイサービス」「買い物や外出行事を取り入れて楽しく過ごすデイサービス」「リハビリ特化型の短時間デイサービス」など特色がいろいろです。

住んでいる地域や事業所にもよりますが、自宅まで車で来て送迎してくれます。見学やお試し利用もできます。体調によって出かけることが難しい状態であったり、人と会うことがストレスを感じてしまうなど一概に言えませんが、楽しい所がたくさんありますので、一歩外へ出て、自分にあった場所で、運動したり、楽しい時間を作つて過ごしてみませんか。次回は、ショートステイのお話をします。

東神楽町生まれ
水上浩美
主任介護支援専門員
趣味／バンド活動
(キーボード、歌)

福祉のためにご寄付をいただいた方々 (敬称略)

【令和6年12月2日～令和7年1月31日】

山本 豊泰 吉原 義順 吉尾 七美 久保 宣夫 柳沼 雅彦 佐藤真紀子
奥平 薫 吉井サチ子 谷口 征洋 聖台手打ちそば研究会 東神楽農業協同組合
老人クラブ連合会女性部 東聖よってけサロン

お見舞い返しや香典返し、チャリティの催しに際し、その他特別寄付として多くの皆様から心あたたまる金品のご寄付をいただき、厚くお礼申し上げます。社協で使用させて頂いてあります。

在宅介護用品購入費助成事業について



在宅で要介護高齢者を介護している家族等に対し、介護用品購入費用の一部を助成することにより、経済的負担の軽減と在宅福祉の増進を図ることを目的に行っています。

【対象者】在宅で常時介護用品を使用している要介護認定者で、1ヵ月のうち半数以上自宅で介護されている方。

【助成対象となる介護用品】紙おむつ、尿取りパット。

【申請】申請書を受け取りに社会福祉協議会までお越しください。

※申請書には居宅介護支援専門員(ケアマネージャー)が記入する欄もあります。

※申請が決定となってから助成対象となります。申請前の購入費を請求することは出来ません。

【助成額】介護用品購入費用が月額5,000円を超えた金額により、下記表に定める額を助成します。

助成対象品目の購入月額	助成額
5,001円～6,000円	1,000円
6,001円～7,000円	1,500円
7,001円～8,000円	2,000円
8,001円～9,000円	2,500円
9,001円以上	3,000円

※上限3,000円まで

※ひと月の購入金額が5,000円を超えていない場合、翌月以降の購入金額と合算することは出来ません。また、月の半数以上ショートステイ利用や入院された場合も、その月は対象となりませんので、ご承ください。

来年度から「社協だより」リニューアルします!
年4回(4月・7月・9月・12月)発行します。皆さん見てくださいね♪

東神楽町社会福祉協議会

事務局（総務福祉課）上川郡東神楽町南1条西1丁目3番2号（複合施設はなのわ内）【0166-83-5424】

ケアプラン相談センター 上川郡東神楽町南2条東1丁目4番2号【0166-83-4357】

ホームヘルプセンター 上川郡東神楽町南2条東1丁目4番2号【0166-83-4055】

アゼリアハイツ 上川郡東神楽町南2条東1丁目4番1号【0166-83-2097】

デイサービスセンター 上川郡東神楽町南2条東1丁目4番2号【0166-83-3630】

この社協だよりは、赤い羽根共同募金の助成を受けて発行しています。

